

女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について (避難所等での生活に関する対応の依頼)

平成23年3月16日
内閣府男女共同参画局
(3月24日一部修正)

平成23年東北地方太平洋沖地震に関し、女性や子育て家庭にとって、被災地での避難生活を少しでも安全・安心なものとし、被災者の肉体的・精神的負担を緩和するため、当面、以下のような措置を適切に講じるよう、関係機関(現地支援対策室を含む。)において配意いただきたい。また、これらに加え、現地の女性や子育てのニーズを把握しながら、対応していただくよう、願います。

【1】避難所で提供する物資に含めるもの

既に要請を行っているが、改めて早急な対応をお願いする。

- (1) 生理用品
- (2) おむつ (おしり拭きもあるとよい。)
- (3) 粉ミルク (個包装タイプが衛生的で便利。ブロックタイプもある。)
(粉ミルクを溶かすためのきれいな湯・水にも配慮が必要。)
- (4) 哺乳ビン (哺乳ビン用の乳首も必要。消毒器具もあるとよい。)
- (5) 離乳食 (食べさせるための小型スプーンも必要)

※ この他、女性など現場の要望に耳を傾けながら、物資の選定をお願いしたい。

【2】女性や子育てに配慮した避難所の設計

避難所での生活が安定していく中で、可能なものから対応を進めていただきたい。

- (1) プライバシーを確保できる仕切りの工夫
- (2) 男性の視線が気にならない更衣室・授乳室、入浴設備
- (3) 安全な男女別トイレ
- (4) 乳幼児への対応

※乳幼児が泣き続けたり走り回ったりすれば、親にも大きなストレス。

・乳幼児が安全に遊べる空間の確保。

・乳幼児のいる家庭用エリアの設定

(夜泣きなどにお互い様で寛容。悩みも話し合えて、助け合える。)

【3】女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制等

避難所の体制や支援体制を整える中で、可能なものから対応を進めていただきたい。

- (1) 現地支援体制による女性のニーズの把握
(国や県による女性職員の現地派遣と女性等のニーズの汲み取り)
※ 要すれば、内閣府男女共同参画局からの要員派遣も可能。
- (2) 各避難所の運営体制への女性の参画 (女性の視点や声・悩みを反映)
- (3) 避難所に意見箱を設置
- (4) 地域の医療機関、助産機関、保健センター、保育・教育機関、男女共同参画センター等との連携
- (5) 女性医師・保健師や女性相談員による悩み相談サービスの提供とその周知
(子育てに関する悩み、女性に対する暴力に関する悩み等)

【4】女性に対する暴力を防ぐための措置

災害現場や避難所生活等において、性犯罪や配偶者間暴力等が懸念されており、関係機関においては、そうしたことを特に意識した上で、予防と被害者支援の取組を進めていただきたい。

- (1) 警察など関係機関における警備強化
- (2) 性犯罪や配偶者間暴力等についての相談サービスの提供とその周知
- (3) 安全な環境の整備
・男女別トイレ、安全に行ける場所へのトイレの設置、防犯ブザーの貸し出し
- (4) 女性への注意喚起
・人目のないところを一人で歩かない、明るい時間に移動する、移動するときには声を掛け合う

【5】妊婦等への配慮

- 妊婦については、病院・産院への迅速な搬送や負担の大きな業務に従事させないことなど、特段の配慮を行う必要がある。
- 高齢者、障害者、外国人等についても、それぞれに困難に直面することがあり、知見を有する機関からの適切な助言を踏まえ、対応をお願いしたい。